

【資料】

精神病患者監護法（1900）

精神衛生法（1950）

西暦2000年（平成12年）は、精神病患者監護法施行100年、精神衛生法施行50年にあたります。これらの法律は、いずれも我が国の精神保健福祉の歴史において重要な意味を持ってきたものです。精神病患者監護法は我が国が独立国としての法制面の整備を図るなかで生まれたものであり、また精神衛生法は戦後の新憲法のもとで生まれ、現在の精神保健福祉法の原型をなすものです。現在から見れば不足していることも多いかもしれませんが、それぞれの時代の努力で生まれたものに違いはありません。これらの資料が手の届きやすい形で保存され、より正確に読まれることも必要と考え、原文を横書きに改めたかたちで収録させていただきました。

なお出典については、精神病患者監護法（1900年）は内閣官報局編法令全書明治33年版、精神衛生法（1950年）は昭和22年12月22日官報第6283号によりました。

（竹島 正）

精神病患者監護法 (1900)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル精神病患者監護法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治三十三年三月九日 内閣總理大臣侯爵山縣有朋
内務大臣侯爵西郷從道
法律第三十八號 (官報 三月十日)

精神病患者監護法

第一條 精神病患者ハ其ノ後見人配偶者四親等内ノ親族又ハ戸主ニ於テ之ヲ監護スルノ義務ヲ負フ

但シ民法第九百八條ニ依リ後見人タルコトヲ得サル者ハ此ノ限ニ在ラス

監護義務者數人アル場合ニ於テ其ノ義務ヲ履行スヘキ者ノ順位ハ左ノ如シ

但シ監護義務者相互ノ同意ヲ以テ順位ヲ變更スルコトヲ得

第一 後見人

第二 配偶者

第三 親權ヲ行フ父又ハ母

第四 戸主

第五 前各號ニ掲ケタル者ニ非サル四親等内ノ親族中ヨリ親族會ノ選任シタル者

第二條 監護義務者ニ非サレハ精神病患者ヲ監置スルコトヲ得ス

第三條 精神病患者ヲ監置セムトスルトキハ行政廳ノ許可ヲ受クヘシ但シ急迫ノ事情アルトキハ假リニ之ヲ監置スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ二十四時間内ニ行政廳ニ届出ヘシ

前項假監置ノ期間ハ七日ヲ超ユルコトヲ得ス

行政廳ノ許可ヲ受ケテ監置シタル精神病患者ノ監置ヲ廢止シタル後三箇年内ニ更ニ之ヲ監置セムトスルトキ又ハ民法第九百二十二條ニ依リ禁治産者ヲ監置セムトスルトキハ行政廳ニ届出ヘシ

第四條 精神病患者ノ監置ノ方法又ハ場所ヲ變更シタルトキハ二十四時間内ニ行政廳ニ届出ヘシ

第五條 監置シタル精神病患者治癒シ死亡シ若ハ行方不明ト爲リタルトキ又ハ其ノ監置ヲ廢止シタルトキハ七日内ニ行政廳ニ届出ヘシ

第六條 精神病患者ヲ監置スルノ必要アルモ監護義務者ナキ場合又ハ監護義務者其ノ義務ヲ履行スルコト能ハサル事由アルトキハ精神病患者ノ住所地、住所地ナ

キトキ又ハ不明ナルトキハ其ノ所在地市區町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ之ヲ監護スヘシ

第七條 行政廳ハ精神病患者ノ監護ニ關シ必要ト認ムルトキハ監置ノ許可ヲ取消シ監置ノ廢止ヲ命シ又ハ監置ノ方法若ハ場所ノ變更ヲ命スルコトヲ得

監置ノ許可ヲ取消サレ又ハ其ノ廢止ヲ命セラレタル者監置ヲ廢止セサルトキハ行政廳ハ直接ニ監置ヲ廢止スルコトヲ得

第八條 精神病患者監置ノ必要アルトキ又ハ監置不適當ト認ムルトキハ行政廳ハ第一條第二項ノ順位ニ拘ラス監護義務者ヲ指定シ之カ監置ヲ命スルコトヲ得但シ急迫ノ事情アルトキハ行政廳ハ假リニ其ノ精神病患者ヲ監置スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第三條第二項ノ規定ヲ準用ス

市區町村長ニ於テ監護スル精神病患者ノ監護義務者ヲ發見シ又ハ監護義務者其ノ義務ヲ履行シ得ルニ至リタルトキ亦前項ニ同シ

本條ニ依リ精神病患者ノ監置ヲ命セラレタル監護義務者其ノ命ヲ履行セサルトキハ第六條ノ例ニ依リ市區町村長ニ於テ之ヲ監護スヘシ

本條ニ依リ監護義務者ノ監置シタル精神病患者ニ關シテハ行政廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其ノ監置ヲ廢止シ又ハ監置ノ方法若ハ場所ヲ變更スルコトヲ得ス

第九條 私宅監置室、公私立精神病院及公私立病院ノ精神病室ハ行政廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

私宅監置室、公私立精神病院及公私立病院ノ精神病室ノ構造設備及管理方法ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 監護ニ要シタル費用ハ被監護者ノ負擔トシ被監護者ヨリ辨償ヲ得サルトキハ其ノ扶養義務者ノ負擔トス

市區町村長ニ於テ監護スル場合ニ於テ之カ爲要スル費用ノ支辨方法及其ノ追徴方法ハ行旅病人及び行旅死亡人取扱法ノ規定ヲ準用ス

第十一條 行政廳ハ必要ト認ムルトキハ其ノ指定シタル醫師ヲシテ精神病患者ノ檢診ヲ爲サシメ又ハ官吏若ハ醫師ヲシテ精神病患者ニ關シ必要ナル尋問ヲ爲サシメ又ハ精神病患者在ル家宅病院其ノ他ノ場所ニ臨檢セシムルコトヲ得

第十二條 本法又ハ本法ニ基ツキテ發スル命令ノ執行ニ關シ行政廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十三條 本法又ハ本法ニ基ツキテ發スル命令ノ執行

ニ關スル行政廳ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第十四條 官吏公吏又ハ行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ醫師本法ノ執行ニ關シ不正ノ所爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ重禁錮ニ處シ百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第十五條 官吏公吏又ハ行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ醫師本法ノ執行ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者ハ刑法第二百八十六條ノ例ニ照ラシテ處斷ス

第十六條 左ニ掲クル者ハ一年以下ノ重禁錮ニ處シ百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

一 詐僞ノ所爲ヲ以テ行政廳ノ許可ヲ受ケ若ハ虚僞ノ届出ヲ爲シ精神病者ヲ監置シ又ハ拘束ノ程度ヲ加重シタル者

二 醫師精神病者ノ診斷書ニ虚僞ノ事實ヲ記載シ又ハ自ラ診斷セスシテ診斷書ヲ授與シタル者
前項第一號ノ場合ニ於テハ監置又ハ拘束ノ日數十日ヲ過タル毎ニ一等ヲ加フ

第十七條 左ニ掲クル者ハ二月以下ノ重禁錮ニ處シ二十圓以下ノ罰金ヲ附加シ又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ監置又ハ拘束ノ日數十日ヲ過クル毎ニ一等ヲ加フ

一 許可ヲ受ケス又ハ届出ヲ爲サス若ハ命ヲ受ケスシテ精神病者トシテ人ヲ監置シタル者

二 禁治産ノ宣告又ハ監置ノ許可ヲ取消サレ又ハ監置ノ廢止ヲ命セラレ若ハ假監置ノ期間ヲ經過シタル後監置ヲ廢止セサル者

三 許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲シ若ハ命ヲ受ケタル程度ヲ超エテ精神病者ヲ拘束シタル者

第十八條 左ニ掲クル者ハ一月以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以下ノ罰金ヲ附加シ又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

一 精神病者ノ監置ニ關シ虚僞ノ事實ヲ記載シタル願届其ノ他ノ書類ヲ行政廳ニ提出シタル者

二 監護義務ヲ履行スヘキ順位ニ在ラサル者ニシテ許可ヲ受ケス又ハ命ニ依ルニ非スシテ監置ヲ廢止シ又ハ監置ノ方法若ハ場所ヲ變更シタル者

三 官吏又ハ行政廳ノ指定シタル醫師ノ臨檢若ハ檢診ヲ拒ミ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚僞ノ答辯ヲ爲シタル者

第十九條 左ニ掲クル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 監置ノ方法若ハ場所ノ變更ヲ命セラレ其ノ命ヲ履行セサル者

二 監護義務者精神病者ノ監置ヲ命セラレ其ノ命ヲ履行セサル者

三 第八條第四項及第九條第一項ニ違背シタル者

第二十條 第四條及第五條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

第二十一條 本法ハ明治三十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前ヨリ精神病者ヲ監置シタル者ニシテ仍之ヲ繼續セムトスルトキハ本法施行ノ日ヨリ二箇月内ニ第三條ノ許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲スヘシ

第三條ノ許可ヲ受ケス又ハ届出ヲ爲サスシテ前項ノ期間ヲ經過シタル後監置ヲ廢止セサル者ハ第十七條ノ例ニ照シテ處斷ス

本法中市區町村長ニ屬スル職務ハ市制區制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市區町村長ニ準スヘキ者之ヲ行フ

第二十二條 外國人タル精神病者ノ監護ニ關シ別段ノ規定ヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 人事訴訟手續法第五十條又ハ第六十條ニ依リ裁判所ニ於テ精神病者ノ監護ニ付必要ナル處分ヲ命シタル場合ニ關シテハ本法ノ規定ヲ適用セス

精神衛生法（1950）

精神衛生法をここに公布する。

御名御璽

昭和二十五年五月一日

内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二百二十三号

精神衛生法

目次

- 第一章 総則（第一條—第三條）
 - 第一條 （この法律の目的）
 - 第二條 （国及び地方公共団体の義務）
 - 第三條 （定義）
- 第二章 施設（第四條—第十二條）
 - 第四條 （都道府県立精神病院）
 - 第五條 （指定病院）
 - 第六條 （国の補助）
 - 第七條 （精神衛生相談所）
 - 第八條 （国の補助）
 - 第九條 （許可）
 - 第十條 （名称の独占）
 - 第十一條 （両罰規定）
 - 第十二條 （省令への委任）
- 第三章 精神衛生審議会（第十三條—第十七條）
 - 第十三條 （設置）
 - 第十四條 （委員の数、任期及び任命）
 - 第十五條—第十六條 （権限）
 - 第十七條 （省令への委任）
- 第四章 精神衛生鑑定医（第十八條—第十九條）
 - 第十八條 （精神衛生鑑定医）
 - 第十九條 （実質弁償及び報酬）
- 第五章 医療及び保護（第二十條—第五十條）
 - 第二十條—第二十二條 （保護義務者）
 - 第二十三條 （診察及び保護の申請）
 - 第二十四條 （警察官の通報等）
 - 第二十五條 （検察官の通報）
 - 第二十六條 （矯正保護施設の長の通報）
 - 第二十七條 （精神衛生鑑定医の診察）
 - 第二十八條 （診察の通知）
 - 第二十九條 （知事による入院措置）
 - 第三十條 （費用の負担及び補助）

- 第三十一條 （費用の徴収）
- 第三十二條 （訴願）
- 第三十三條 （保護義務者の同意による入院）
- 第三十四條 （仮入院）
- 第三十五條 （家庭裁判所の許可）
- 第三十六條 （届出）
- 第三十七條 （知事の審査）
- 第三十八條 （行動の制限）
- 第三十九條 （無断退去者に対する措置）
- 第四十條 （退院及び仮退院）
- 第四十一條 （保護義務者の引取義務等）
- 第四十二條 （訪問指導）
- 第四十三條 （保護拘束）
- 第四十四條 （保護拘束の期間）
- 第四十五條 （指導）
- 第四十六條 （保護拘束の変更及び廃止）
- 第四十七條 （行方不明者に対する措置）
- 第四十八條 （施設以外の収容禁止）
- 第四十九條 （医療及び保護の費用）
- 第五十條 （刑又は保護処分の執行との関係）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、且つ、その発生の予防に努めることによつて、国民の精神的健康の保持及び向上を図ることを目的とする。

（国及び地方公共団体の義務）

第二條 国及び地方公共団体は、医療施設、教育施設その他福祉施設を充実することによつて精神障害者が社会生活に適応することができるように努力するとともに、精神衛生に関する知識の普及を図る等精神障害者の発生を予防する施策を講じなければならない。

（定義）

第三條 この法律で「精神障害者」とは、精神病患者（中毒性精神病患者を含む。）、精神薄弱者及び精神病質者をいう。

第二章 施設

（都道府県立精神病院）

第四條 都道府県は、精神病院を設置しなければならない。但し、第五條の規定による指定病院がある場合においては、厚生大臣の承認を得て、その設置を

延期することができる。

- 2 都道府県が精神病院を設置し、又はその施設を増築し若しくは改築しようとするときは、省令の定めるところにより、設備、構造その他設置計画の概要について厚生大臣の承認を受けなければならない。
- 3 この法律施行の際、現に存する都道府県の設置している精神病院については、前項の規定による承認があつたものとみなす。

(指定病院)

第五條 都道府県知事は、国及び都道府県以外の者が設置した精神病院又は精神病院以外の病院に設けられている精神病室の全部又は一部を、その設置者の同意を得て、都道府県が設置する精神病院に代る施設(以下「指定病院」という。)として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、省令の定めるところにより、厚生大臣の承認を受けなければならない。
- 3 この法律施行の際、現に精神病院法(大正八年法律第二十五号)第七條の規定により代用されている公私立精神病院については、前二項の規定による指定があつたものとみなす。

(国の補助)

第六條 国は、都道府県が設置する精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置及び運営(第三十條の規定による場合を除く。)に要する経費に対して、政令の定めるところにより、その二分の一を補助する。

(精神衛生相談所)

第七條 都道府県又は保健所法(昭和二十二年法律第百一号)第一條の規定に基く政令で定める市(以下「指定市」という。)は、厚生大臣の承認を受けて精神衛生相談所を設置することができる。

- 2 精神衛生相談所は、精神衛生に関する相談及び指導を行い、又、精神衛生に関する知識の普及を図る施設とする。

(国の補助)

第八條 国は、都道府県又は指定市が前條の施設を設置したときは、その設置及び運営に要する経費に対して、政令の定めるところにより、その二分の一を補助する。

(許可)

第九條 国、都道府県及び指定市以外の者は、精神衛生相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の許

可を受けなければならない。

- 2 前項の規定に違反した者は、二万円以下の過料に処する。

(名称の独占)

第十條 この法律による精神衛生相談所でなければ、その名称のうちに「精神衛生相談所」という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

- 2 前項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し各本條の過料を科する。

(省令への委任)

第十二條 この法律で定めるものの外、精神衛生相談所に関して必要な事項は、省令で定める。

第三章 精神衛生審議会

(設置)

第十三條 精神衛生に関する事項を調査審議させるため、厚生省の附属機関として精神衛生審議会を置く。
(委員の数、任期及び任命)

第十四條 精神衛生審議会の委員は十五人とし、その任期は三年とする。

- 2 委員は、精神衛生に関し学識経験ある者及び関係行政機関の公務員のうちから、厚生大臣が任命する。
(権限)

第十五條 精神衛生審議会は、厚生大臣の諮問に答える外、精神障害に関する原因の除去、精神障害者の診察及び治療の方法の改善、精神障害者発生の予防措置その他精神衛生に関する事項に関して関係大臣に意見を具申する。

第十六條 精神衛生審議会は、関係行政機関に対し所属職員の出席、説明及び資料の提出を求めることができる。

(省令への委任)

第十七條 精神衛生審議会の運営に関し必要な事項は、省令で定める。

第四章 精神衛生鑑定医

(精神衛生鑑定医)

第十八條 厚生大臣は、精神障害の診断又は治療に関し少くとも三年以上の経験がある医師のうちから、その同意を得て精神衛生鑑定医を指定する。

- 2 精神衛生鑑定医は、都道府県知事の監督のもとに、この法律の施行に関し精神障害の有無並びに精神障害者につきその治療及び保護を行う上において入院を必要とするかどうかの判定を行う。
- 3 精神衛生鑑定医は、前項の職務の執行に関しては法令により公務に従事する職員とみなす。

(実費弁償及び報酬)

第十九條 都道府県知事は、精神衛生鑑定医に対し精神障害に関する診察をさせたときは、条例の定めるところにより、その診察に要した実費を弁償し、且つ、相当額の報酬を支給する。

第五章 医療及び保護

(保護義務者)

第二十條 精神障害者については、その後見人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者が保護義務者となる。但し、左の各号の一に該当する者は保護義務者とならない。

- 一 行方の知れない者
- 二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- 三 家庭裁判所で免せられた法定代理人又は保佐人
- 四 破産者
- 五 禁治産者及び準禁治産者
- 六 未成年者

2 保護義務者が数人ある場合において、その義務を行うべき順位は、左の通りとする。但し、本人の保護のため特に必要があると認める場合には、後見人以外の者について家庭裁判所は利害関係人の申立によりその順位を変更することができる。

- 一 後見人
- 二 配偶者
- 三 親権を行う者
- 四 前二号の者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者

3 前項但書の規定による順位の変更及び同項第四号の規定による選任は家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)の適用については、同法第九條第一項甲類に掲げる事項とみなす。

第二十一條 前條第二項各号の保護義務者がいないとき又はこれらの保護義務者がその義務を行うことができないときはその精神障害者の居住地を管轄する市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)、居住地がないか又は明らかでないときはその精神障害者の現在地を管轄する市町村長が保護義務者となる。

第二十二條 保護義務者は、精神障害者に治療を受けさせるとともに、精神障害者が自身を傷つけ又は他人に害を及ぼさないように監督し、且つ、精神障害者の財産上の利益を保護しなければならない。

2 保護義務者は、精神障害者の診断が正しく行われるよう医師に協力しなければならない。

3 保護義務者は、精神障害者に医療を受けさせるに当つては、医師の指示に従わなければならない。

(診察及び保護の申請)

第二十三條 精神障害者又はその疑のある者を知つた者は、誰でも、その者について精神衛生鑑定医の診察及び必要な保護を都道府県知事に申請することができる。

2 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日
- 二 本人の現在場所、氏名、性別及び生年月日
- 三 症状の概要
- 四 現に本人の保護の任に当つている者があるときはその者の住所及び氏名

3 虚偽の事実を具して第一項の申請をした者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(警察官の通報等)

第二十四條 警察官又は警察吏員は、警察官等職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)第三條の規定により精神障害者又はその疑のある者を保護した場合においては、直ちに、もよりの保健所長に通報しなければならない。

2 保健所長は、前項の通報を受けたときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

(検察官の通報)

第二十五條 検察官は、被疑者又は被告人について精神障害があると認めるときは、当該事件について不起訴処分をし又は裁判(懲役、禁こ又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の言渡をしない裁判を除く。)が確定した後、すみやかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。

(矯正保護施設の長の通報)

第二十六條 矯正保護施設(拘留所、刑務所、少年刑務所、少年院及び少年保護鑑別所をいう。以下同じ。)の長は、精神障害者又はその疑のある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、あらかじめ、左の事項を本人の居住地(居住地がない場合は当該

矯正保護施設の所在地)の都道府県知事に通報しなければならない。

- 一 本人の居住地、氏名、性別及び生年月日
- 二 症状の概要
- 三 釈放、退院又は退所の年月日
- 四 引取人の住所及び氏名

(精神衛生鑑定医の診察)

第二十七條 都道府県知事は、前四條の規定により申請又は通報のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、精神衛生鑑定医をして診察をさせなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により診察をさせる場合には、当該吏員を立ち合わせなければならない。
- 3 精神衛生鑑定医及び前項の当該吏員は、前二項の職務を行うに当つて必要な限度においてその者の居住する場所へ立ち入ることができる。
- 4 前項の規定によつてその者の居住する場所へ立ち入る場合には、精神衛生鑑定医及び当該吏員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときはこれを呈示しなければならない。
- 5 第一項の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は第三項の規定による立入を拒み若しくは妨げた者は、一万円以下の罰金に処する。

(診察の通知)

第二十八條 都道府県知事は、前條第一項の規定により診察をさせるに当つて現に本人の保護の任に当つている者がある場合には、あらかじめ、診察の日時及び場所をその者に通知しなければならない。

- 2 後見人、親権を行う者、配偶者その他現に本人の保護の任に当つている者は、前條第一項の診察に立ち会うことができる。

(知事による入院措置)

第二十九條 都道府県知事は、第二十七條の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、且つ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、本人及び関係者の同意がなくても、その者を国若しくは都道府県の設置した精神病院(精神病院以外の病院に設けられている精神病室を含む。以下同じ。)又は指定病院に入院させることができる。

- 2 前項の場合において都道府県知事がその者を入院させるには、二人以上の精神衛生鑑定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、且つ、医療及び保

護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各精神衛生鑑定医の診察の結果が一致した場合でなければならない。

- 3 国又は都道府県の設置した精神病院及び指定病院の長は、病床(病院の一部について第五條の指定を受けている指定病院にあつてはその指定にかかる病床)にすでに第一項の規定により入院をさせた者がいるため余裕がない場合の外は、前項の精神障害者を収容しなければならない。

- 4 この法律施行の際、現に精神病院法第二條の規定によつて入院中の者は、第一項の規定によつて入院したものともみなす。

第三十條 前條の規定により都道府県知事が入院させた精神障害者の入院に要する費用は、政令の定めるところにより、都道府県の負担とする。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が支出する経費に対し、政令の定めるところにより、その二分の一を補助する。

(費用の徴収)

第三十一條 都道府県知事は、第二十九條の規定により入院させた精神障害者又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができることを認めるときは、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

(訴願)

第三十二條 第二十九條又は前條の規定により都道府県知事のした処分に不服がある者は、訴願法(明治二十三年法律第五号)の定めるところにより、その処分を受けた日から六十日以内に厚生大臣に対し訴願をすることができる。

(保護義務者の同意による入院)

第三十三條 精神病院の長は、診察の結果精神障害者であると診断した者につき、医療及び保護のため入院の必要があると認める場合において保護義務者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。

(仮入院)

第三十四條 精神病院の長は、診察の結果精神障害者の疑があつてその診断に相当の時日を要すると認める者を、その後見人、配偶者、親権を行う者その他の扶養義務者の同意がある場合には、本人の同意がなくても、三週間を超えない期間、仮に精神病院へ入院させることができる。

(家庭裁判所の許可)

第三十五条 前二條の同意者が後見人である場合において前二條の同意をするには、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百五十八條第二項の規定の適用を除外するものではない。

(届出)

第三十六条 精神病院の長は、第三十三條又は第三十四條の規定による措置をとつたときは、十日以内に左の事項を入院について同意を得た者の同意書を添え、もよりの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 本人の住所、氏名、性別及び生年月日
- 二 診察の年月日
- 三 病名及び症状の概要
- 四 同意者の住所、氏名及び続柄
- 五 入院又は仮入院の年月日

2 前項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

(知事の審査)

第三十七条 都道府県知事は、前條の届出があつた場合において調査の上必要があると認めるときは、第三十三條又は第三十四條の規定により入院又は仮入院をした者について二人以上の精神衛生鑑定医に診察をさせ各精神衛生鑑定医の診察の結果が入院を継続する必要があることに一致しない場合には、当該精神病院の長に対し、その者を退院させることを命ずることができる。

2 前項の命令に違反した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(行動の制限)

第三十八条 精神病院の長は、入院中又は仮入院中の者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

(無断退去者に対する措置)

第三十九条 精神病院の長は、入院中又は仮入院中の者で自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのあるものが無断で退去しその行方が不明になつたときは、所轄の警察署長に左の事項を通知してその探索を求めることができる。

- 一 退去者の住所、氏名、性別及び生年月日
- 二 退去の年月日及び時刻
- 三 症状の概要
- 四 退去者を発見するために参考となるべき人相、

服装その他の事項

五 入院年月日

六 保護義務者又はこれに準ずる者の住所及び氏名（退院及び仮退院）

第四十条 第二十九條の規定により精神障害者を収容した精神病院の長は、その精神障害者の症状に照し入院を継続する必要がなくなつたと認めるときは、都道府県知事の許可を得て退院させることができる。

2 前項の病院長は、入院中の精神障害者の症状に照しその者を一時退院させて経過を見ることが適當であると認めるときは、都道府県知事の許可を得て、六箇月を超えない期間を限り仮に退院させることができる。

(保護義務者の引取義務等)

第四十一条 保護義務者は、前項の規定により退院又は仮退院する者を引き取り、且つ、仮退院した者の保護に当つては当該精神病院の長の指示に従わなければならない。

(訪問指導)

第四十二条 都道府県知事は、第二十七條の規定による診察の結果精神障害者であると診断させた者で第二十九條の規定による入院をさせられなかつたもの、及び第四十条の規定による退院者でなお精神障害が続いているものについては、必要に応じ、当該吏員又は都道府県知事が指定した医師をしてその者を訪問し精神衛生に関する適当な指導をさせなければならない。

(保護拘束)

第四十三条 自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのある精神障害者で入院を要するものがある場合において、直ちにその者を精神病院に収容することができないやむを得ない事情があるときは、精神障害者の保護義務者は、都道府県知事の許可を得て、精神病院に入院させるまでの間、精神病院以外の場所で保護拘束をすることができる。

2 前項の許可を得ようとする者は、左の事項を記載した申請書に医師の診断書を添え、もよりの保健所長を経て都道府県知事に申請しなければならない。

- 一 本人の住所、氏名、性別及び生年月日
- 二 保護拘束をした者の住所、氏名及び続柄
- 三 保護拘束の理由
- 四 保護拘束開始の年月日及び時刻
- 五 保護拘束の場所
- 六 保護拘束の方法

3 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、すみやかに、精神衛生鑑定医に診察をさせた上許可するかどうかを決定し、その結果を申請者に通知しなければならない。

4 前項の規定により許可をするには、二人以上の精神衛生鑑定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、且つ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各精神衛生鑑定医の診察の結果が一致した場合でなければならない。

(保護拘束の期間)

第四十四條 保護拘束の期間は、保護拘束を始めた日から起算して二箇月を超えることができない。

2 都道府県知事は、前項の期間内に、当該精神障害者で引き続き保護拘束の必要があるものについて国若しくは都道府県の設置した精神病院又は指定病院に収容する措置をとらなければならない。

(指導)

第四十五條 都道府県知事は、保護拘束を行う者に対して当該吏員又は都道府県知事が指定した医師をして保護拘束の場所、施設、方法その他必要な事項について適当な指導をさせなければならない。

2 正当な理由がなく前項の指導に従わなかつた者は、二万円以下の罰金に処する。

(保護拘束の変更及び廃止)

第四十六條 保護拘束を行う者が保護拘束の場所又は方法を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 保護拘束を行う者が保護拘束を廃止したときは、三日以内に廃止の年月日及び時刻をもよりの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定に違反した者は五万円以下の罰金に処し、第二項の規定に違反した者は五千円以下の過料に処する。

(行方不明者に対する措置)

第四十七條 保護拘束を受けている者が行方不明になつたときは、保護拘束を行つている者は、すみやかに、その旨をもよりの保健所長を経て都道府県知事に届け出てその探索を求めなければならない。

2 前項の届書には左の事項を記載しなければならない。

- 一 本人の住所、氏名、性別及び生年月日
- 二 症状の概要

三 保護拘束を行つている者の住所及び氏名

四 本人を発見するために参考となるべき人相、服装その他の事項

五 行方不明になつた年月日及び時刻
(施設以外の収容禁止)

第四十八條 第四十三條の規定による保護拘束を行う場合の外は、精神病院又は他の法律により精神障害者を収容することのできる施設以外の場所に精神障害者を収容してはならない。

2 この法律施行の際、現に精神病患者監護法(明治三十三年法律第三十八号)第九條の規定により私宅監置をしている者については、精神病院に入院させることができないやむを得ない事情があるときに限り、この法律施行後一年間従前の例によることができる。
(医療及び保護の費用)

第四十九條 保護義務者が精神障害者の医療及び保護のために支出する費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担する。

2 第二十一條の規定によつて市町村長が保護義務者となる場合において、その医療及び保護に要する費用について当該精神障害者又はその扶養義務者が負担することができないときは、その保護を行つた市町村(特別区を含む。)を管轄する都道府県がその費用を負担する。

(刑又は保護処分との関係)

第五十條 この章の規定は、刑又は保護処分の執行のため精神障害者又はその疑のある者を矯正保護施設に収容することを妨げるものではない。

2 第二十六條及び第二十七條の規定を除く外、この章の規定は矯正保護施設に収容中の者には適用しない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 精神病患者監護法(明治三十三年法律第三十八号)及び精神病院法(大正八年法律第二十五号)は廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條中第二十七号を次のように改める。

二十七 都道府県が精神病院を設置し、増築し、改築し、若しくはその設置を延期しようとする場合又は都道府県知事が精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)の指定病院を指定しよ

うとする場合にこれを承認すること。

二十七の二 都道府県又は保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第一條の規定に基く政令で定める市（以下「指定市」という。）が精神衛生相談所を設置しようとする場合にこれを承認すること。

二十七の三 国、都道府県及び指定市以外の者が精神衛生相談所を設置しようとする場合にこれを許可すること。

二十七の四 精神衛生法に基き、精神衛生鑑定医を指定すること。

第九條第一項第九号中「精神病」を「精神障害」に改める。

第二十九條第一項の表中中央優生保護審査会の項の次に「精神衛生審議会—厚生大臣の諮問に応じて精神衛生に関する事項を調査審議すること。」を加える。

4 民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第八百五十八條第二項中「、又は私宅に監置す」を削る。

5 家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項甲類第十九号中「、監置」を削る。

内閣総理大臣 吉田 茂

法務総裁 殖田 俊吉

大蔵大臣臨時代理

国務大臣 殖田 俊吉

厚生大臣 林 護治